

津市農第321号
令和6年10月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	北河路地区 (北河路)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、地区内外の担い手(認定農業者4者)が耕作しているが、うち1者の担い手が大部分の農地を集積している。一方で、個人農家が自作等により守っている農地も約2.8haある。

また、当地区は、昭和44年の圃場整備実施後、50年以上が経過して経年劣化が進んでいることから、用排水路の点検に基づき、改修等の要否を検討し機能の維持に努める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としているが、今後も水稻の生産を中心としていく。

また、当地区では、担い手への集約化が進みつつあるが、地域全体で農地を管理していく仕組みを維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地(田)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借が発生した際は、農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ農地集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地所有者の意向にも配慮しつつ、農作業の効率化を図るため農地の大区画化・汎用化等について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手への集積を中心とするが、地域内の担い手が病気や怪我等によるリタイヤにより営農継続が困難となった場合、新たな地区外の担い手の確保等を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
⑦地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。